

東京都ボート協会審判員有資格者表彰制度

1. 目的

本制度は、東京都ボート協会所属の一定の実績を挙げた審判員有資格者に対し、これを表彰することにより、ボート競技の普及促進及び審判員技量のレベル向上に資することを目的とする。

2. 対象

平成 24 年 1 月以降新規に資格登録し、表彰申請時に東京都ボート協会所属の C 級審判員有資格者。

3. 表彰条件

- ① 表彰対象は、競漕大会における競漕規則を直接的に運用する業務において、支障なくその任を果たし、かつその業務実績を当該大会の審判長による審判員手帳への押印、又は審判員管理システムへの入力によって証明できることとする。

具体的には以下の通り：

- (1) 東京都ボート協会、他都道府県ボート協会又は日本ボート協会主催又は主管の大会における審判員業務
 - (2) 同上競漕委員業務
 - (3) その他当該大会の競漕委員長又は審判長が認めた大会業務
- ② 新規登録以来、累計 10 回以上表彰対象業務を行った実績のある者に対し、バッジ 3 (青色) を贈呈する。
- ③ 同上累計 25 回以上の者に対し、バッジ 2 (赤色) を贈呈する。
- ④ 同上 B 級合格者にバッジ 1 (金色) を贈呈する。



バッジ 1



バッジ 2



バッジ 3

4. 表彰手続き

- ① 表彰該当者は前記条件が満たされた後、自己の審判員手帳を東京都ボート協会審判長

へ提出し、申請する。

- ② 東京都ボート協会審判長は審判員手帳及び審判員管理システムにより申請内容を確認し、事務局に表彰の手続きをとる。
- ③ バッジは直近の東京都ボート協会主催大会期間中等に表彰の場を設け、東京都ボート協会審判長より贈呈する。

5. その他

本制度は平成 28 年度より施行する。

【改定履歴】

平成 28 (2016) 年 2 月 19 日制定

平成 29 (2017) 年 3 月 24 日改正

以上